

⑥ 段級制委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑥項の段級制委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、会員の卓球競技の実力または功績を表し、また愛好者のさらなる向上目標となってい る本協会の卓球の段位制を普及・発展させ、段位取得者の拡大のために活動を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1) 段級制の普及・拡大のための研究・立案

- ① 取得者の満足度を高め、さらなる高位取得を促すような施策を研究・立案・実行する。
- ② 取得者増大の施策を研究・立案・実行する。

2) 段位・級の取得者名簿の管理

3) ホームページ掲載名簿の見直し

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1~2名 |
| 3) 委員 | 10名以内 |

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識 経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。